

埼玉県補助金 奨学のための給付金申請について
(住民税非課税世帯・生活保護世帯・家計急変世帯のみ)

埼玉県では、高校生等の授業料以外の教育費の負担を軽減するため、低所得世帯を対象に「奨学のための給付金」の支給を行います。

希望者につきましては、**本部校舎事務室**で資料及び申請書類をお渡ししますので、窓口へ受取にお越しください。

非課税世帯や生活保護世帯に該当しない方はこの案内は読み捨てていただいて結構です。

本校ホームページ (<https://www.saitamaheisei.ed.jp/guide/fee>) にも案内があります。



〈対象者〉 令和6年7月1日現在で以下の①～③全てに該当する世帯

- ① 令和6年度の住民税所得割が非課税(0円)である世帯又は生活保護(生業扶助)を受給している世帯。
- ② 保護者等(生徒が成年の場合、生計維持者(父母等))が埼玉県内に在住である。
※県外に在住の場合、在住する都道府県に直接申請する。
- ③ 高等学校等就学支援金の受給資格を有している。

〈提出書類〉 申請書類は本部校舎事務室でお渡しします(HPからダウンロードもできます)

※非課税証明書はリーフレットにはありませんが、学校で非課税であるかの確認のため必要ですので提出をお願いします。

※住民票については、埼玉県補助金等の申請で提出済であれば今回は不要です。(提出期限内の場合)

- ① 埼玉県私立高等学校等奨学のための給付金受給申請書(HPからの場合は両面印刷)
- ② 委任状
- ③ 世帯全員の住民票(続柄が記載されたもの)※マイナンバーが記載されていないもの
- ④ 保護者等(父母等)全員の令和6年度非課税証明書もしくは生業扶助受給証明書または生業扶助を受給していることがわかる福祉事務所発行の証明書
- ⑤ 扶養誓約書

※③④は7/1以降発行のもの

※⑤は生活保護受給世帯は不要

※⑤は15歳(中学生を除く)以上23歳未満の兄弟姉妹がない場合は不要

家計急変世帯の方の提出書類については事務室にお問い合わせください。

提出期限：8月23日(金)

※家計急変(失職・廃業・死亡・離婚・傷病による休職・災害等に起因する収入減により令和7年度住民税が非課税相当)が発生した場合は、上記期日にかかわらずその時点で事務室にご連絡下さい。ただし、定年退職や自己の責めに帰する理由による自己都合退職等は家計急変には含みません。任意の封筒に入れて、本部校舎事務室へ提出して下さい。提出は直接お持ちいただくか、郵送で受け付け致します。

※持参される場合は、平日9:00～17:00及び土曜日9:00～13:00の間でお願い致します。

【郵送：宛先】

350-0434 埼玉県入間郡毛呂山町市場 333-1

埼玉平成高等学校 事務室 補助金担当 宛 (補助金申請書類在中と記載して下さい)